

三島市立佐野小学校いじめ防止等の基本方針

平成26年6月30日策定

令和7年4月改訂

1 いじめに対する本校の基本的な考え方

いじめとは、「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの」であり、起こった場所は学校の内外を問わず、判断はいじめられた児童の立場に立って行うものとする。

これらのいじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせる恐れがある。いじめはどのような理由があろうとも絶対に許されない行為である。しかしながら、どの児童にもどの学校にも起こり得ることから、家庭、地域、学校が一体となって、継続的にいじめ防止等に取り組む事が重要である。

したがって、本校では、校長のリーダーシップのもと、いじめが行われず、すべての児童が安心して学習その他の活動に取り組むことができるように、保護者や地域、関係者との連携を図りながら、学校全体でいじめの防止と早期発見に取り組むとともに、いじめが疑われる場合は、適切かつ迅速にこれを解消し、さらに再発防止に努めていくものである。

そこで、本校全教職員は以下のいじめ問題についての基本的な認識をもつものとする。

- ①いじめはどの児童にも、どの学校にも起こり得るものである。
- ②いじめは人権侵害であり、人として決して許される行為ではない。
- ③いじめは大人には気づきにくく、判断しにくい形で行われる。
- ④いじめはいじめを受けた側にも問題があるという見方は間違っている。
- ⑤いじめはその行為の様態により犯罪行為として取り扱う。
- ⑥いじめは教職員の児童観や指導の在り方が問われる問題である。
- ⑦いじめは家庭、地域、学校などすべての関係者がそれぞれの役割を果たし、一体となって取り組むべき問題である。

2 いじめ防止等のための対策

本校では、以下のいじめ防止等の対策を行うものとする。

(1) いじめ問題に取り組むための組織

ア 「いじめ防止対策委員会」

(ア) いじめ防止に関する措置を実効的に行うため、校長、教頭、教務、生徒指導主任、

特別支援コーディネーター，養護教諭による「いじめ防止対策委員会」を設置する。定例の委員会は，年2回（5月・1月）開催するものとする。隔月に行う「生活アンケート」の結果を基に学校の現状を把握し，緊急に対応する事案が発生した場合，委員会を開催する。必要に応じてスクールカウンセラー，スクールソーシャルワーカー及びスクールサポーターを含めて話し合いを行う。

(イ) 下記に取り組む

- ・ いじめ対策の体制整備及び取組・進捗状況の確認・定期検証
- ・ 教職員の共通理解と意識啓発，研修の実施
- ・ いじめの状況把握及び分析
- ・ いじめを受けた児童に対する相談及び支援
- ・ いじめを受けた児童の保護者に対する相談及び支援
- ・ いじめを行った児童に対する指導及び支援
- ・ いじめを行った児童の保護者に対する助言
- ・ 専門的な知識を有する関係者等との連携
- ・ 三島市教育委員会の判断によって，重大事態の調査等を行う。
- ・ その他いじめ防止に関わること

イ 「指導部会（こころ部）」

- ・ いじめ対策基本方針の検討（4月）
- ・ 生活アンケートの検討（5月）
- ・ 三島市「いじめ問題への取組チェックポイント」の提案と活用（7月）
- ・ 月1回，児童の情報交換を行い，「いじめ防止対策委員会」に伝え，取り上げた方がよい事案がある場合は招集を求める。

ウ 「校内生徒指導委員会」

- ・ 年2回（5月・1月）全教職員で，児童理解や該当する児童について，現状や指導についての情報交換及び対応についての話し合いを行う。また，職員会議の中で，児童の問題行動や学級・学年の実態について報告する。

エ 「佐野小地域いじめ防止対策委員会」

- ・ いじめ防止に地域で取り組むため，学校やPTA会長，学校評議員等による「佐野小学校地域いじめ防止対策委員会」を設置する。
- ・ いじめ防止基本方針の検討（4月）（兼 第1回学校運営協議会）
- ・ 今年度の取組の反省と次年度への検討（1月）（兼 学校関係者評価会議）

(2) いじめの未然防止のための取組

ア 他者を思いやり大切に育てる。

(ア) 一人一人が活躍できる学習活動

- ・ すべての児童が授業に参加できる，活躍できる等「わかる授業」づくり

・・・学年団による公開授業

・規律正しい生活

・・・月目標を守る，チャイム着席，正しい姿勢，発表の仕方や聞き方等

(イ) 相手意識を持ったあいさつや言葉遣いを徹底する。

(ウ) 思いやりの心を育む道德教育，人権教育の充実を図る。

イ 友達のよさを認め，協力して活動できる子を育てる。

(ア) 互いの個性を認め合える温かな人間関係を育む。

(人間関係づくりプログラムの実施)

(イ) よりよい学校や学級づくりに自主的に取り組む態度を育てる。

ーいじめのない学校や学級をめざすー

(話し合い活動の充実・子ども自身が楽しい学校や学級を目指す。)

(3) いじめの早期発見・早期解決に向けての取組

ア いじめの早期発見に努める

(ア) 全ての教員が児童の様子を見守り日常的な観察を丁寧に行うことにより小さな変化を見逃さない感覚を身に付ける。「児童がいるところには，教職員がいる」ことを心がける。

(イ) 定期的に実施する指導部会（こころ部）や職員会議で気になる児童の情報を共有し，大勢の目で当該児童を見守る。また，欠席や遅刻が多い児童に対し，教職員の初期対応について共通化を図った取組（電話や家庭訪問等）を実施する。

(ウ) 様子に変化が見られる場合には，教師が積極的に働きかけを行い，児童に安心感をもたせるとともに問題の有無を確かめる。解決すべき問題がある場合には，教育相談やスクールカウンセラーとの面談で，当該児童から悩み等を聞き，問題の早期解決を図る。

(エ) 教育相談の充実を図ることにより，児童の悩みや人間関係を把握し，いじめゼロの学校づくりを目指す。

・保護者対象の教育相談日を設定する。（6月・1月）

・保護者対象個別面談（7月）

・学級担任が，児童との個別面談を行い，心の状態を把握する。（6月・11月）

(オ) 生活アンケートの実施

隔月の生活アンケートを実施後，丁寧に聞き取り調査を行い，早期対応を進める。

(カ) 実践的な態度を養う道德教育の改善を推し進める。

イ いじめの早期解決のために，全職員が一致団結して問題の解決にあたる。

(ア) いじめ問題を発見したときには，学級担任だけで抱え込むことなく，校長以下全ての教員が対応を協議し，的確な役割分担をしていじめ問題の解決にあたる。

(イ) 情報収集を綿密に行い，事実確認をした上で，いじめられている児童の心身の安

全を最優先に考え、いじめている側の児童に対しては毅然とした態度で指導にあたる。

- (ウ) 傍観者の立場にいる児童たちにもいじめているのと同様であるということを指導する。
- (エ) 学校内だけでなく、関係機関等と協力をして解決にあたる。
- (オ) いじめを受けている児童の心の傷を癒すために、スクールカウンセラーや養護教諭と連携を取りながら、指導を行っていく。
- (カ) いじめの取組記録の保管や引き継ぎを確実に行う。
- (キ) いじめが「解消している」状態とは、①いじめに係る行為が少なくとも3ヶ月を目安として止んでおり、②いじめを受けた子どもが心身の苦痛を感じていないことの2点が満たされていることが必要である。また、いじめが「解消している」状態に至っても、再発する可能性が十分あり得ることを踏まえ、日常的に注意深く観察する必要がある。
- (ク) いじめの事実確認や指導等対応を行うとともに、その結果を三島市教育委員会に月1回報告する。

ウ 家庭や地域、関係機関と連携した取組

- (ア) いじめ問題が起きたときには家庭との連携をいつも以上に密にし、学校側の取組についての情報を伝えるとともに、家庭での様子や友達関係についての情報を集めて指導に生かす。学校内だけで問題解決をすることはしない。
- (イ) 「こころ部会」で、成長過程等における側面から情報共有を図る。
- (ウ) 学校や家庭にはなかなか話すことができないような状況であれば、他の機関のいじめ問題などの相談窓口の利用も検討する。

エ 配慮を要する子どもへの支援

特に配慮を必要とする子どもについては日常的に、配慮を必要とする子どもの特性を踏まえた適切な支援及び指導を組織的に行う。

3 重大事態への対処

生命・心身又は財産に重大な被害が生じた疑い（自殺を企画、身体に重大な傷害、金品等に重大な被害、精神性の疾患を発症等）や、相当の期間（年間30日を目安）学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合、児童や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあったときは、三島市教育委員会の指導・助言のもと、次の対処を行う。

- (1) 重大事態が発生した旨を、三島市教育委員会に速やかに報告する。尚、学校は教育委員会からの判断・指示を待つことなく、早期にいじめに対応する。
- (2) 三島市教育委員会から調査主体と調査組織の判断を受ける。

- ・学校が主体となる場合は、「いじめ防止対策委員会」が調査にあたる。ただし、必要に応じて、特別の利害関係を有しない第三者で当該重大事態の性質に応じて適切な専門家(スクールソーシャルワーカー、スクールサポーター)等が組織に加わり、当該調査の公平性・中立性を確保する。
 - ・学校主体の調査では十分な結果を得られない場合や、学校教育活動に支障が生じるおそれがある場合には、三島市教育委員会の附属機関「三島市いじめ問題対策委員会」が調査にあたる。「いじめ防止対策委員会」はその調査に協力する。
- (3) 上記組織を中心として、事実関係を明確にするための調査を実施する。
- ・いじめ行為の事実関係を、可能な限り網羅的に明確にする。この際、因果関係の特定を急ぐべきではなく、客観的な事実関係を速やかに調査する。
 - ・たとえ調査主体に不都合なことがあったとしても、事実にしつかりと向き合う。
- (4) いじめを受けた児童・保護者に対し、事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。
- ・調査より明らかになった事実関係について、情報を適切に提供(適時・適切な方法で、経過報告があることが望ましい)する。
 - ・関係者の個人情報管理に十分配慮する。
 - ・調査に先立ち、得られたアンケート結果は、いじめを受けた児童や保護者に提供する場合があることを調査対象の在校生や保護者に説明する。
- (5) いじめを行った児童生徒及びその保護者への説明等を適切に提供、指導する。
- 三島市教育委員会の指示に従い学校は、いじめを行った児童生徒及びその保護者に、調査により明らかになった事実関係について説明し、個別に指導する。これらの情報提供に当たっては、いじめを受けた児童生徒・保護者の意向を踏まえたうえで説明を行う。
- (6) 調査結果を三島市教育委員会に報告する。尚、いじめを受けた児童又はその保護者が希望する場合には、いじめを受けた児童又はその保護者の所見をまとめた文書の提供を受け、調査結果に添える。
- (7) 再発防止策の実施をする。重大事態の調査を通じて提言された再発防止策を実効性のあるものとするため、三島市いじめ問題対策委員会・佐野小学校いじめ対策委員会の視点も入れながら、取組の進捗管理や検証を行っていく。

4 その他

(1) いじめ基本方針の取組評価

三島市学校自己評価「いじめ問題への取組についてのチェックポイント」や本校学校評価の機会を使って、アンケートを実施し、その結果を踏まえて、いじめ防止等対策の取組が適切に行われたかを検証する。

(2) 基本方針策定に当たっては、保護者や地域の方々に意見を求めたり、児童の意見を取

り入れたりする。また，本校職員全員が意識や理解を共有する機会とする。

(3) いじめ対応の流れ（別添）

(4) いじめ対策の年間計画（別添）

(5) 関係機関と窓口（別添）

別紙

いじめ対応の流れ

三島市

三島市いじめ問題
対策連絡協議会



三島市いじめ
問題対策委員会

常
時

いじめ等の情報把握
(全職員)



児童の情報報告・共有化
(学年部会・生徒指導部会、生徒指導委員会・職員会議等)

「いじめ」もしくは、「いじめの疑い」事案の把握

暴力等を伴ういじめ
三島警察署に連絡

生徒指導主任に報告

管理職(校長・教頭)に報告

重大事態と判断したとき

三島市教育委員会に発生報告

市教委の指導・助言のもと
学校による調査

○三島市教育委員会の附属機関「三島市いじめ問題対策委員会」による調査

○「いじめ防止対策委員会」は、資料提供等、調査に協力

い
じ
め
対
応

「いじめ防止対策委員会」の開催
・情報確認・対応方針決定・関係機関との連絡

全職員で情報共有・事実報告・対応方針の共通理解・役割分担

当該児童への事実確認(複数教員で対応)
①被害児童への面談②加害児童への面談

被害児童の保護者との連携(・事実報告・対応方針説明)

「いじめ防止対策委員会」
・事実確認・被害児童及び加害児童への対応協議
・他の児童への指導内容協議・役割分担

全職員で情報の共有・経過報告・対応策についての共通理解

被害児童、加害児童、他の児童への対応

被害児童の保護者への連携
・経過報告・加害児童への指導内容の説明等

加害児童の保護者への連絡
・事実報告・指導内容の説明等・今後の指導への協力をお願い

全職員 今後のいじめ対応について共通理解

(※状況によって対応内容・順番等は異なる)

経 過 観 察

三島市教育委員会にいじめ状況報告(月1回)

※重大事態(学校が調査)のとき

三島市教育委員会に調査報告書を提出

被害児童生徒への連絡

・経過報告・学校での児童の様子報告

※該当児童生徒への面談等の記録(担任等)

※事案への対応記録、いじめ防止対策委員会の協議内容等記録(生徒指導主任)

関係機関との連携(三島市教育委員会・三島警察署・三島市子育て支援課・三島市青少年相談室・三島市児童相談所・PTA等)

いじめ対策の年間計画

月	担当	取 組 内 容
4	こころ部 校長 生徒指導主任 担任 地域いじめ防止対策委員会	・ いじめ対策等基本方針の検討，生活アンケート検討 ・ P T A総会（学校いじめ防止基本方針の説明） ・ 関係機関担当者の把握 ・ 個別面談（1年全児童・2～6年希望児童） ・ いじめ対策等基本方針の確認（学校運営協議会）
5	担任 いじめ防止対策委員会 校内生徒指導委員会	・ 児童に関する情報共有 ・ 生活アンケートの実施・集計・結果の検討 ・ 児童に関する情報交換
6		・ 児童に関する情報交換 ・ 生活アンケートの実施・集計・結果の検討 ・ 児童個別面談（全員） ・ 保護者教育相談（希望者）
7	担任 生徒指導主任 担任	・ 児童個別面談（全員） ・ 三島市「いじめ問題への取組についてのチェックポイント」 ・ 保護者対象個別面談
8. 9		・ 生活アンケートの実施・集計・結果の検討
10・ 11	担任 担任 特活指導部（児童会）	・ 生活アンケートの実施・集計・結果の検討 ・ 児童個別面談（全員） ・ 児童会主体で「よりよい学校づくり」についての企画
12	担任	・ 生活アンケートの実施・集計・結果の検討
1	担任 教務主任 地域いじめ防止対策委員会 校内生徒指導委員会	・ 保護者教育相談（希望者） ・ 学校評価 ・ 今年度の取組の反省と次年度への検討と修正（学校関係者評価委員会） ・ 児童に関する情報交換
2	いじめ防止対策委員会 担任	・ 今年度の取組の検証及び次年度への方針 ・ 生活アンケートの実施・集計・結果の検討
3	担任	・ 次年度への引継
定 期 的 な 取 組		・ 教育相談 ・ 道徳教育の充実 ・ 生活アンケート実施・集計（隔月） ・ 児童の一日の振り返りや学校生活向上のための話し合い（児童会・学級活動） ・ 人間関係づくりプログラムの実施 ・ こころ部での情報交換・集約 ・ 職員会議での児童についての情報交換 ・ 月例報告（問題行動・不登校・いじめ）

別紙 関係機関と窓口

【関係機関】

三島市教育委員会	0 5 5 - 9 8 3 - 2 6 7 1
三島市警察署（生活安全課）	0 5 5 - 9 8 1 - 0 1 1 0
三島市役所子育て支援課	0 5 5 - 9 8 3 - 2 7 1 2
三島市青少年相談室	0 5 5 - 9 8 3 - 0 8 8 6  https://logoform.jp/form/pqff/72754
東部児童相談所	0 5 5 - 9 2 0 - 2 0 8 5

【学校】

三島市立佐野小学校	0 5 5 - 9 9 3 - 3 3 1 0
-----------	-------------------------

【相談窓口】

24時間子供SOSダイヤル（文部科学省）	いじめやその他のSOSに関する相談	0 1 2 0 - 0 - 7 8 3 1 0
子どもの人権110番（法務省）	いじめ、体罰、不登校、虐待といった子どもをめぐる人権問題に関する相談	0 1 2 0 - 0 0 7 - 1 1 0
三島市いじめ電話相談（三島市小・中学校）	いじめ等の悩みに関する相談	0 5 5 - 9 7 6 - 0 1 1 0
三島市家庭児童相談室	児童虐待・家庭における子どもの養育やしつけ、家族関係や学校生活等に関する悩みや相談	0 5 5 - 9 8 3 - 2 7 1 3
三島市青少年相談室	主に小中学生の不登校など青少年問題に関する相談	0 5 5 - 9 8 3 - 0 8 8 6
生活安全課少年係	非行、不良行為、犯罪等の被害その他少年の健全育成に関する相談	0 5 5 - 9 8 1 - 0 1 1 0
東部児童相談所	児童虐待・家庭における子どもの養育やしつけ、家族関係や学校生活等に関する悩みや相談	0 5 5 - 9 2 0 - 2 0 8 5
ハロー電話 「ともしび」	子どもや保護者の悩み相談	0 5 5 - 9 3 1 - 8 6 8 6
子ども・家庭110番	子育ての悩みに関する相談	0 5 5 - 9 2 4 - 4 1 5 2
静岡地方法務局沼津支局	子どもの人権問題についての相談	0 5 5 - 9 2 3 - 1 2 0 1
こころの電話（東部健康福祉センター）	精神保健に関する複雑困難な事例に対する相談指導、思春期保健に関する相談指導等	0 5 5 - 9 2 2 - 5 5 6 2

【「いじめ・暴力」相談メールコーナー】

ホームページ	http://www.pref.shizuoka.jp/kyouiku/ijime/
携帯サイト	http://www.pref.shizuoka.jp/m/ijime/